

(議案別冊 1)

平成 28 年 度

川 越 市 補 正 予 算 書

一 般 会 計
特 別 会 計

(平成 29 年 2 月 21 日提出)

目 次

* 一般会計補正予算（第6号） 1 頁

（特別会計）

* 国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号） 27 頁

* 後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号） 30 頁

* 水道事業会計補正予算（第2号） 32 頁

* 公共下水道事業会計補正予算（第2号） 36 頁

議案第 2 1 号

平成 2 8 年度川越市一般会計補正予算（第 6 号）

平成 2 8 年度川越市一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,925,407千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 115,099,594千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表継続費補正」による。

（繰越明許費）

第 3 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 3 表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 4 条 債務負担行為の追加は、「第 4 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 5 条 地方債の変更は、「第 5 表地方債補正」による。

平成 2 9 年 2 月 2 1 日 提出

川 越 市 長 川 合 善 明

第 1 表 歳入歳出予算補正

(1) 歳入

(△印 減) (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		55,293,982	543,488	55,837,470
	1 市 民 税	24,649,231	400,000	25,049,231
	7 特 別 土 地 保 有 税	—	143,488	143,488
12 分 担 金 及 び 負 担 金		964,392	△840	963,552
	2 負 担 金	964,378	△840	963,538
14 国 庫 支 出 金		19,146,649	△49,589	19,097,060
	1 国 庫 負 担 金	14,625,000	△139,136	14,485,864
	2 国 庫 補 助 金	4,432,619	89,547	4,522,166
15 県 支 出 金		6,987,965	△1,183,546	5,804,419
	1 県 負 担 金	3,896,046	△67,097	3,828,949
	2 県 補 助 金	2,163,506	△939,013	1,224,493
	3 委 託 金	928,413	△177,436	750,977
16 財 産 収 入		502,737	8,673	511,410
	2 財 産 売 払 収 入	390,842	8,673	399,515
17 寄 附 金		28,220	22,232	50,452
	1 寄 附 金	28,220	22,232	50,452
18 繰 入 金		3,284,473	△2,849,188	435,285
	1 基 金 繰 入 金	3,246,814	△2,849,188	397,626

(△印 減) (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰越金		2,987,871	1,837,091	4,824,962
	1 繰越金	2,987,871	1,837,091	4,824,962
20 諸収入		3,596,687	102,886	3,699,573
	1 延滞金、加算金及び過料	100,000	116,144	216,144
	5 雑入	3,377,763	△13,258	3,364,505
21 市債		9,068,500	3,494,200	12,562,700
	1 市債	9,068,500	3,494,200	12,562,700
歳入	合計	113,174,187	1,925,407	115,099,594

(2) 歳出

(△印 減) (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		11,474,183	△84,629	11,389,554
	1 総務管理費	9,405,344	△24,887	9,380,457
	2 徴税費	1,320,984	△43,500	1,277,484
	3 戸籍住民基本台帳費	357,174	△5,000	352,174
	4 選挙費	251,016	△11,242	239,774
3 民生費		49,105,046	△619,430	48,485,616
	1 社会福祉費	23,377,042	△424,068	22,952,974
	2 児童福祉費	17,785,835	△355,498	17,430,337
	3 生活保護費	7,940,169	160,136	8,100,305
4 衛生費		13,224,202	△250,433	12,973,769
	1 保健衛生費	6,060,423	△186,091	5,874,332
	2 清掃費	5,163,402	△64,342	5,099,060
6 農林水産業費		642,650	△46,493	596,157
	1 農業費	642,650	△46,493	596,157
7 商工費		1,739,368	△48,177	1,691,191
	1 商工費	1,739,368	△48,177	1,691,191
8 土木費		9,220,814	△1,066,836	8,153,978

(△印 減) (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 道路橋りょう費	2,764,077	△145,440	2,618,637
	3 河川費	399,252	△20,000	379,252
	4 都市計画費	5,171,393	△898,439	4,272,954
	5 住宅費	276,560	△2,957	273,603
9 消費		4,474,114	△56,530	4,417,584
	1 消費費	4,474,114	△56,530	4,417,584
10 教育		12,609,632	4,127,232	16,736,864
	1 教育総務費	2,696,746	△16,082	2,680,664
	2 小学校費	2,206,794	△123,481	2,083,313
	3 中学校費	1,131,390	△24,226	1,107,164
	4 高等学校費	729,656	△2,000	727,656
	6 社会教育費	2,606,139	△82,245	2,523,894
	7 学校保健費	3,199,293	4,375,266	7,574,559
13 諸支出金		151,992	△29,297	122,695
	2 土地開発公社費	62,565	△29,297	33,268
歳出	合計	113,174,187	1,925,407	115,099,594

第2表 継続費補正

(変更)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
4 衛生費	1 保健衛生費	新 斎 場 建 設 事 業	5,695,300 千円	平成26年度	210,100 千円	5,491,300 千円	平成26年度	210,100 千円
				平成27年度	3,363,820		平成27年度	3,363,820
				平成28年度	2,121,380		平成28年度	1,917,380
10教育費	6 社会教育費	蔵 資 耐 事 造 料 震 り 館 化 業	253,400	平成28年度	62,100	196,000	平成28年度	39,300
				平成29年度	142,000		平成29年度	39,100
				平成30年度	49,300		平成30年度	117,600

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 総務費	3 戸籍住民費 基本台帳費	住民基本台帳事務	26,380千円
3 民生費	1 社会福祉費	施設援護	13,745千円
		民間福祉施設補助（地域密着型施設等）	5,234千円
		臨時福祉給付金給付事業	915,000千円
	2 児童福祉費	ひかり児童園整備推進	73,038千円
8 土木費	2 道路橋りょう費	幹線道路（市道）整備（用地）	20,510千円
		生活道路（市道）改良（用地）	3,711千円
		広域幹線（市道）整備（用地）	12,989千円

款	項	事業名	金額
8 土木費	4 都市計画費	中央通り地区整備	21,512千円
		川越駅西口都市基盤整備	19,065千円
		新河岸駅周辺地区整備	73,510千円
		県道川越越生線交通安全施設整備	8,456千円
		交差点改良(用地)	10,020千円
10 教育費	7 学校保健費	学校給食センター施設整備	4,424,524千円

第4表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
東武東上線新河岸駅の橋上駅舎及び東西連絡自由通路等の整備事業費（平成30年度事業分）	平成30年度	90,000千円

第5表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
文化施設 設備整備 事業費	千円 58,100	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 51,600	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
総合体育館 設備改修 事業費	2,200	同 上	同上	同 上	4,000	同 上	同上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
民間保育 施設整備 事業費	千円 96,800	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 92,900	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
新 斎 場 整備事業費	1,891,000	同 上	同上	同 上	1,735,300	同 上	同上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
市民聖苑 やすらぎの さと設備 整備事業費	千円 46,100	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 48,600	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
清掃運搬 施設整備 事業費	16,600	同 上	同上	同 上	14,500	同 上	同上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
土地改良 事業費	千円 59,600	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 63,100	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
観光施設 整備事業費	33,300	同 上	同上	同 上	0	—	—	—

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
小仙波庁舎 施設設備 整備事業費	千円 5,600	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 3,500	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
道路環境 整備事業費	268,400	同 上	同上	同 上	269,300	同 上	同上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
道路照明灯 管理事業費	千円 4,800	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 5,700	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
道路新設 改良事業費	493,200	同 上	同上	同 上	433,900	同 上	同上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
橋りょう 新設改良 事業費	千円 217,000	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 191,000	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
河川整備 事業費	197,500	同 上	同上	同 上	179,500	同 上	同上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
中央通り 地区整備 事業費	千円 11,400	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 0	—	—	—

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
川越駅西口 都市基盤 整備事業費	千円 54,100	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 24,300	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
新河岸駅 周辺地区 整備事業費	423,300	同 上	同上	同 上	707,300	同 上	同上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
街路事業費	千円 387,900	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 242,000	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
公園整備 事業費	223,300	同 上	同上	同 上	146,500	同 上	同上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
公営住宅 改修事業費	千円 15,700	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 15,400	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
教 育 セ ン タ ー 施 設 整 備 事 業 費	千円 27,300	普通貸借 又 は 証 券 発 行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 12,600	普通貸借 又 は 証 券 発 行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
小学校施設 整備事業費	474,400	同 上	同上	同 上	417,900	同 上	同上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
小 学 校 大規模改造 事 業 費	千円 212, 400	普通貸借 又 は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 190, 900	普通貸借 又 は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
中 学 校 大規模改造 事 業 費	84, 400	同 上	同上	同 上	66, 200	同 上	同上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
公 民 館 改 修 整 備 事 業 費	千円 19,000	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 14,300	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
図 書 館 改 修 整 備 事 業 費	36,000	同 上	同上	同 上	30,400	同 上	同上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
博物館等 改修整備 事業費	千円 37,100	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 24,200	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
学校給食 センター 施設整備 事業費	千円 131,900	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 4,037,700	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

議案第 2 2 号

平成 2 8 年度川越市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 2 8 年度川越市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 11,653 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 43,688,571 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 2 9 年 2 月 2 1 日提出

川越市長 川 合 善 明

第 1 表 歳入歳出予算補正

(1) 歳入

(△印 減) (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		8,143,508	65,257	8,208,765
	1 国庫負担金	7,017,971	65,257	7,083,228
5 県支出金		2,115,257	65,257	2,180,514
	1 県負担金	318,474	65,257	383,731
6 共同事業交付金		10,377,983	△893,010	9,484,973
	1 共同事業交付金	10,377,983	△893,010	9,484,973
8 繰入金		3,438,881	462,330	3,901,211
	1 他会計繰入金	3,438,880	462,330	3,901,210
9 繰越金		309,208	311,819	621,027
	1 繰越金	309,208	311,819	621,027
歳入合計		43,676,918	11,653	43,688,571

(2) 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 後期高齢者支援金等		4,959,458	22	4,959,480
	1 後期高齢者支援金等	4,959,458	22	4,959,480
7 共同事業拠出金		9,513,296	11,631	9,524,927
	1 共同事業拠出金	9,513,296	11,631	9,524,927
歳出	合計	43,676,918	11,653	43,688,571

議案第 2 3 号

平成 2 8 年度川越市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 8 年度川越市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 19,031 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,725,569 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 2 9 年 2 月 2 1 日提出

川越市長 川 合 善 明

第 1 表 歳入歳出予算補正

(1) 歳入

(△印 減) (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		614,311	△19,031	595,280
	1 一般会計繰入金	614,311	△19,031	595,280
歳入合計		3,744,600	△19,031	3,725,569

(2) 歳出

(△印 減) (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		113,749	△7,793	105,956
	1 総務管理費	102,435	△7,793	94,642
2 広域連合納付金		3,623,051	△11,238	3,611,813
	1 広域連合納付金	3,623,051	△11,238	3,611,813
歳出合計		3,744,600	△19,031	3,725,569

議案第24号

平成28年度川越市水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 平成28年度川越市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成28年度川越市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（項 目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
（4）主要な建設改良事業の概要			
配水管新設、改良等 事業費	2,380,287千円	△405,380千円	1,974,907千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支 出		
第1款 水道事業費用	6,645,307千円	△41,115千円	6,604,192千円
第1項 営業費用	6,317,057千円	△76,850千円	6,240,207千円
第2項 営業外費用	209,392千円	35,735千円	245,127千円

第4条 予算第4条本文括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,002,655千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額129,886千円、減債積立金100,000千円、建設改良積立金100,000千円、過年度分損益勘定留保資金1,550,878千円及び当年度分損益勘定留保資金121,891千円で補填するものとする。）」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第 1 款 資本的収入	8 0 2, 2 4 0 千円	△ 1 2 5, 8 0 0 千円	6 7 6, 4 4 0 千円
第 1 項 企業債	6 0 0, 0 0 0 千円	△ 1 2 5, 8 0 0 千円	4 7 4, 2 0 0 千円
	支 出		
第 1 款 資本的支出	3, 0 8 6, 6 3 5 千円	△ 4 0 7, 5 4 0 千円	2, 6 7 9, 0 9 5 千円
第 1 項 建設改良費	2, 3 9 8, 2 8 5 千円	△ 4 0 7, 5 4 0 千円	1, 9 9 0, 7 4 5 千円

第 5 条 予算第 5 条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
配水管更新 事業費	千円 600,000	普通貸借	年 5.0 %以内	<p>政府資金又は地方公共団体金融機構については、その融資条件による。銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。</p> <p>ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借換えることができる。</p>	千円 474,200	普通貸借	年 5.0 %以内	<p>政府資金又は地方公共団体金融機構については、その融資条件による。銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。</p> <p>ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借換えることができる。</p>

平成29年2月21日提出

川越市長 川 合 善 明

議案第25号

平成28年度川越市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 平成28年度川越市公共下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成28年度川越市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（項 目）		（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
（4）主要な建設改良事業の概要				
公共下水道施設整備	事業費	969,235千円	△249,742千円	719,493千円
公共下水道施設改良	事業費	751,040千円	△231,350千円	519,690千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入				
第1款	下水道事業収益	6,273,417千円	0千円	6,273,417千円
第1項	営業収益	4,465,907千円	△2,000千円	4,463,907千円
第2項	営業外収益	1,807,400千円	2,000千円	1,809,400千円
支 出				
第1款	下水道事業費用	6,075,502千円	12,892千円	6,088,394千円

第1項 営業費用	5,532,546千円	△10,000千円	5,522,546千円
第2項 営業外費用	501,353千円	22,892千円	524,245千円

第4条 予算第4条本文括弧書を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,903,806千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額78,225千円及び過年度分損益勘定留保資金1,825,581千円で補填するものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	1,341,172千円	△612,900千円	728,272千円
第1項 企業債	1,189,700千円	△593,100千円	596,600千円
第2項 国庫補助金	95,000千円	△19,800千円	75,200千円
	支	出	
第1款 資本的支出	3,178,170千円	△546,092千円	2,632,078千円
第1項 建設改良費	1,963,718千円	△546,092千円	1,417,626千円

第5条 継続費を次のとおり補正する。

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的 支出	1 建設 改良費	上新河岸雨 水ポンプ場 築造事業	千円 220,000	平成27年度	千円 110,000	千円 175,000	平成27年度	千円 110,000
				平成28年度	110,000		平成28年度	65,000

第6条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
下水道建設 改良事業費	千円 1, 189, 700	普通貸借	年 5.0 %以内	政府資金又は地方 公共団体金融機構に ついては、その融資 条件による。銀行そ の他の場合にはその 債権者と協定するも のとする。 ただし、企業財政 その他の都合により 繰上償還又は低利に 借換えることができ る。	千円 596, 600	普通貸借	年 5.0 %以内	政府資金又は地方 公共団体金融機構に ついては、その融資 条件による。銀行そ の他の場合にはその 債権者と協定するも のとする。 ただし、企業財政 その他の都合により 繰上償還又は低利に 借換えることができ る。

第7条 予算第10条中「18,497千円」を「24,497千円」に改める。

平成29年2月21日提出

川越市長 川 合 善 明